

特233
233

鐵道諸規定
工事控

附(著名請負人名鑑)

事業興信社發行



始



特 233
233



八人并
人并
人并
人并
人并
人并
人并
人并
人并
人并

日
六



目次

- 一、契約事務規定
- 二、鐵道省工事請負規定
- 三、工事請負入札心得書
- 四、日歩換算表
- 五、有價證券利廻
- 六、請負人廣告
- 七、入札記入表の一
- 八、入札記入表の二

契約事務規程

- | | |
|-----|-----------|
| 第一章 | 總則 |
| 第二章 | 契約の締結 |
| 第一節 | 通則 |
| 第二節 | 一般競争契約 |
| 第三節 | 糶賣 |
| 第四節 | 指名競争契約 |
| 第五節 | 隨意契約 |
| 第三章 | 契約の履行 |
| 第四章 | 契約の解除及變更 |
| 第五章 | 契約金の納付及支拂 |
| 第六章 | 財産の使用及收益 |
| 第七章 | 雜則 |
| 第八章 | 附則 |

第一章 總 則

第一條 賣買、貸借、請負、其の他契約に關する事務は、別段の定あるものを除き、總て本規程に依り處理すべし

第二條 局、所長は職務權限又は委任に依り、各其の所管に屬する事項の契約を擔任すべし

「註一」本條の局、所長中には工場長、病院長をも含むものとす。以下之に同じ

「註二」本條に契約を擔任すとは、契約の締結、履行、解除、其の他契約に關する一切の事項を擔任するの意義なり

第二章 契約の締結

第一節 通 則

第三條 契約は特に規定したる場合を除くの外、總て一般競争入札の方法を以て之を行ふべし（會計法第三十一條第一項）

入札保證金

第四條 契約擔任者は競争に加はらむとする者をして、現金又は國債を以て、見積金額百分の五以上の保證金を納付せしむべし（會計規則第九十九條）

「註」本條に云ふ國債中には、帝國鐵道會計法第十二條に依る證券及大藏省證券をも包含するものとす

第五條 前條の入札保證金は入札者の希望に依り、當該契約擔任者所屬以外の局、所に納付せしむることを得

前項の規定に依り入札保證金を受領したる出納官吏又は物品會計官吏は、直に書留郵便又は公衆電報（照校）を以て、其の旨を當該契約擔任者に通知すべし。但し通知に要する費用は入札者の負擔とす

第六條 落札者に對する入札保證金は契約保證金納付後、其の他の者に對しては入札終了後之を還付すべし

落札者の入札保証金は、之を契約保証金に振替處理するも妨げなし

入札に付するも落札者なき爲、當日中に再度の入札を爲す場合に於ては、最初の入札に對する保証金は之を再度入札に對する保証金に振替處理するも妨げなし

第七條 左の場合に於ては、入札保証金は省の所得に歸するものとす

- 一 落札者契約を締結せざるとき（會計規則第百條）
- 二 同價入札の抽籤に應ぜざるとき
- 三 競争に際し不當に價格を競上げ若くは競下ぐる目的を以て連合を爲し又は他人の競争の加入を妨害し若くは掛員の公務を妨害したる爲、其の入札を無効としたるとき

〔註〕本條の場合に於て入札者が國債を以て保証金を納付したるときは、該國債に附屬する支拂期日の到來せざる利札は、省の所得に歸するものとす

契約保証金

第八條 契約擔任者は契約を結ばむとする者をして、現金又は國債を以て、契約金額百分の十以上の保証金を納付せしむべし（會計規則第八十八條第一項）

第九條 契約保証金は相手方が義務の履行を完了したる後、之を還付するものとす

省の都合に依り契約の一部を解除したる場合に於ては、其の割合に應じて保証金を還付することを得

第十條 相手方が數個の工事、製造、運搬等を請負たる場合に於て、契約に特約あるときは、其の完済部分に對する割合に應じ、契約保証金を還付することを得。數個の物件賣買を契約したる場合亦同じ

前項の規定は、指名競争又は隨意契約に依る工事、製造の既済部分及物件の既納部分に對し之を準用することを得

第十一條 外貨を以て物品の購入契約を結ばむとする場合に於ては、保証金は左の標準に依り、横濱正金銀行の電報爲替相場に基き、邦價に換算して之を定むるものと

す

- 一 入札保證金は購買公告當日の相場
- 二 契約保證金は契約書作製當日の相場

「註」購買公告を數回に亘り爲したる場合に於ては、第一回の公告當日の相場に依るものとす

第十二條 國債を以て保證金を納付する場合に於ては、其の價格は債權金額に依るものとす（明治四十一年勅令第二百八十七號）

第十三條 保證金の取扱に關しては、現金にありては鐵道會計事務取扱細則第七章、國債にありては政府保管有價證券取扱規程（大正十一年大藏省令第八號）及物品事務規程第九十八條の定むる所に依り之を處理するものとす

契 約 書

第十四條 契約擔任者、契約を結ばむとするときは、左記事項を記載したる契約書を

作成すべし（會計規則第八十五條）

- 一 契約の目的
- 二 履行期限又は期間
- 三 保證金額
- 四 契約違反の場合に於ける保證金の處分
- 五 危険の負擔
- 六 其の他必要なる事項

契約書には契約擔任者記名捺印することを要す（會計規則第八十六條）

「註」本條第一項第六號に、其の他必要なる事項と稱するは、主として左の如き事項を云ふ

- 一 履行の場所
- 二 検査の方法

- 三 所有權移轉の時期、引渡後の保證
- 四 履行の遅延、不完全、中止又は契約解除の場合に於ける方法
- 五 契約の履行上必要ある場合に於て、省の設備其の他の物件の利用を許したるときは其の旨

第十五條 左に掲ぐる場合に於ては、契約書の作成を省略することを得（會計規則第八十七條）

- 一 總額三千圓を超えざる指名競争契約又は隨意契約を爲すとき
- 二 外國に於て總額五千圓を超えざる指名競争契約又は隨意契約を爲すとき
- 三 糶賣にするととき
- 四 物品賣却の場合に於て買受人が直に代金を納付し、其の物品を引取るとき

第十六條 前條第一號に依り契約書の作成を省略したる場合に於ては、註文券を交付し又は請書を提出せしむるものとす。但し左の場合に於ては此の限に在らず

- 一 隨意契約に依り五百圓を超えざる賣買又は請負契約を爲すとき
- 二 隨意契約に依り郵便切手、収入印紙、乗車船券の類を購入するとき

第十七條 官廳又は公共團體と隨意契約を締結する場合に於ては、必要な事項を公文書に明記し、契約書の作成、註文券の交付又は請書の提出を省略することを得（昭和二年三月二十五日大藏大臣藏計第一三九號通牒）

第二節 一般競争契約
公 告

第十八條 契約擔任者、入札の方法に依り競争に付せむとするときは、左記事項を入札期日の前日より起算し少くとも十日前に、官報、新聞紙、揭示、其の他適當なる方法を以て公告すべし

- 一 競争入札に付する事項
- 二 入札人心得書、契約條項等を示す場所

三 競争執行の場所及日時

四 入札保證金額

前項の公告期間は、急を要する場合又は入札者、落札者なきとき若くは落札者契約を結ばざるとき、更に入札に付せむとする場合に於ては、之を五日迄に短縮することを得（會計規則第一百一條、第一百二條、第一百三條、第一百八條）

「註」本條の公告は通常、官報及契約擔任者に於て適當と認むる新聞紙に掲載し、其の期間は特別の必要あるものを除き一日とす

資格

第十九條 工事、製造又は物品供給の一般競争に加はらむとする者は、左の資格を有することを要す（大正十一年大藏省令第三十三號第一條、第二條）

一 一年以來其の工事、製造又は物品供給の業務に従事すること。但し合名會社、合資會社及株式合資會社に在りては、其の業務執行社員の一、株式會社に在り

ては其の會社を代表する取締役の一人、組合に在りては其の業務を執行する組合員の一人が、一年以來其の工事、製造又は物品供給の業務に従事するときは此の限に在らず

工事、製造又は物品供給を營む合名會社、合資會社及株式合資會社の業務執行社員、株式會社を代表する取締役又は組合の業務を執行する組合員たりし者に付ては、其の在任期間中當該工事、製造又は物品供給の業務に従事したるものと看做す

二 個人に在りては二年以來毎年納めたる地租、第三種所得税及營業稅（營業收益稅）の合算額が、見積入札金額千分の一を下らざること

三 法人又は組合に在りては出資額又は拂込資本金額が、見積入札金額を下らざること。但し法人にして二年以來毎年納めたる地租、第一種所得税及營業稅（營業收益稅）の合算額が、見積入札金額千分之二を下らざるとき又は合名會社、合資會社及株式合資會社にして其の無限責任社員の一、組合にして其の組合員の一

人が、前號に該當するときは此の限に在らず

「註一」賣却、貸借等、工事、製造又は物品供給以外の契約に在りては本條の資格を要せず

「註二」一般の競争に加はらむとする者の資格に付き、特別の事由に因り本條の規定に依るを不便と認むるときは、契約擔任者は特例を設くべきことを大臣に申請することを得。但し此の場合に於ては、大臣は更に大藏大臣と協議を爲すべきものとす（大正十一年大藏省令第三十三號第六條）

第二十條 前條の事項に付ては、總て當該官公署の認證ある證明を提出せしむべし（同第四條）

第廿一條 工事、製造又は物品の供給に關する營業を承繼したる場合に於ては、前營業者の當該營業に従事したる期間及納付したる税額は、承繼人の従事する期間及納付したる税額に之を通算す（同第三條）

第廿二條 公共團體に於て工事、製造又は物品供給の一般競争に加はらむとするときは、第十九條に定むる資格を有することを要せず（同第五條）

第廿三條 契約擔任者は左の各號の一に該當すと認めたる者を、爾後二年間競争に加はらしめざることを得。之を代理人、支配人、番頭、手代又は技術者として使用したる者亦同じ（會計規則第九十七條）

- 一 契約を履行するに當り、故意に工事、製造又は物件を粗雑にし又は其の品質、數量に關し欺罔の行爲ありたる者
- 二 競争に際し、不當に價格を競上げ又競下ぐる目的を以て連合を爲したる者
- 三 競争の加入を妨害し又は競落者の契約の締結若くは契約の履行を妨害したる者
- 四 検査、監督に際し掛員の職務執行を妨げたる者
- 五 正當の理由なくして契約を履行せざりし者
- 六 前各號の一に該當すと認められたる後、二年を経過せざる者を契約に際し代理

人、支配人、番頭、手代又は技術者として使用する者

第廿四條 契約擔任者は前條の規定に該當する者を入札代理人として使用する者を、競争に加はらしめざることを得（會計規則第九十八條）

入 札

第廿五條 入札は郵便又は使者を以て之を爲さしむることを得

「註一」郵便を以て入札を爲す場合に於ては、書留郵便に依らしむべきものとす

「註二」郵便又は使者に依る入札は、入札締切時刻三十分前迄に、契約擔任者の所屬官衙に到達することを要す

「註三」郵便又は使者を以て入札を爲す場合に於ては、封筒の表面に當該事項の入札たることを明示せしむることを要す

「註四」電報又は電話に依る入札は之を認めざるものとす

第廿六條 一旦提出したる入札書は之が引換、變更又は取消を爲すことを得ず（會計

規則第百五條第二項

第廿七條 左の各號の一に該當する入札は無効とす（會計規則第百五條第三項）

一 競争加入の資格なき者の爲したるとき

二 郵便又は使者を以て差出したる入札書が、其の表記に依り當該事項の入札書たることを確認し難きとき

三 入札保證金が所定の金額に達せざるとき又は納付の事實不明なるとき

四 入札書に記載せる入札事項の名稱、數量、金額等の不明なるとき

五 入札書に記名調印なきとき

六 前各號の外、入札に必要な条件を具備せざるとき

七 競争に際し、不當に價格を競上げ若くは競下ぐる目的を以て連合を爲し又は他人の競争の加入を妨害し若くは掛員の公務を妨害したるとき

八 同價入札の抽籤に應ぜざるとき

契約擔任者は前項(第八號を除く)に該當する入札を、開札の際理由を示し、之を無効とする旨告知すべし

第廿八條 契約擔任者は落札を定むるに、入札の單價を以てするか又は總價を以てするかを入札者に豫告すべし

單價を以て落札を定むる場合に於ては、其の總價に誤謬あるも入札の效力を妨ぐることなし。總價を以て之を定むる場合に於て、其の内譯に誤謬あるとき亦同じ
契約擔任者は總價を以て定めたる落札の内譯に、不適當と認むる廉あるときは之を訂正せしむべし

豫定價格調書

第廿九條 契約擔任者は入札に付すべき事項の豫定價格調書を作成し、封書として開札の際之を開札場所に置くことを要す(會計規則第四百四條)
前項の豫定價格は開札後と雖も之を公開することを得ず

開 札

第三十條 開札は公告に示したる場所及日時に、入札者の面前に於て之を行ふべし。

但し入札者にして出席せざる者あるときは、入札に關係なき官吏をして開札に立會はしむべし(會計規則第二百五條第一項)

〔註〕入札に關係なき官吏とは、直接當該入札を擔任する取扱者以外の官吏を云ふ

第卅一條 落札となるべき同價の入札を爲したる者二人以上あるときは、契約擔任者は直に抽籤を以て落札者を定むべし

前項の場合に於て、當該入札者中出席せざる者又は抽籤を爲さざる者あるときは、契約擔任者は入札に關係なき官吏をして、之に代り抽籤を爲さしむべし(會計規則第一百七條)

〔註〕當該入札者中抽籤に應ぜざる者に對しては、第七條及第二十七條に依り其の入札を無効とし、入札保證金を省の取得とし、契約擔任者に於て之に代り抽籤す

る必要なし

再度入札

第卅二條 開札の場合に於て、各人の入札中豫定價格の制限に達したるものなきときは、當日中直に再度の入札を爲さしむることを得（會計規則第百六條）

第三節 糶

賣（昭和二年三月三十日大藏大臣藏計第一五七號通牒）

第卅三條 契約擔任者は左の場合に於て糶賣に付することを得

- 一 遺失物の賣却を爲すとき
- 二 荷主不明荷物の賣却を爲すとき

契約擔任者、前項に掲ぐる場合を除くの外、不用品の糶賣を爲さむとするときは、豫め大臣の認可を経べし

〔註〕動産の賣拂に付、特別の事由に因り必要ありと認むる場合に於ては、大藏大臣

と協議し、會計規則第七章第二節の規定に準じ、糶賣に付することを得

第卅四條 契約擔任者、糶賣を爲さむとするときは、競賣人に之を請負はしめ又は競賣人を雇入れて之を行ふことを得

第卅五條 契約擔任者、糶賣を競賣人に請負はしむる場合に於ては、現金又は國債を以て豫定金額百分の十以上に該當する保證金を納付せしむべし

第卅六條 競賣人に請負はしめて糶賣を爲す場合に於ては、競賣人に賣却金額百分の五以下に相當する手数料を交付することを得

第卅七條 糶賣を競賣人に請負はしめたる場合に於ては、競賣人は左の義務を負ふものとする

- 一 公告其他、糶賣に要する費用を負擔すること
 - 二 競落物品を引取らざる者あるときは、競落代價を以て之を引取ること
- 第卅八條 契約擔任者、物品を糶賣に付せむとするときは、豫定價格調書を作成し、

糶賣の際掛員をして之を所持せしむべし

「註」請負に付する場合に於ても、本條を適用するものとす

第卅九條 競賣人に請負はしめ又は之を雇入れて糶賣を爲す場合に於ても、競落の決定は總て契約擔任者に於て之を爲すべきものとす

第四十條 契約擔任者は競争加入者より、加入料を徴收することを得

前項の加入料は政府の所得とす

加入料は納付者競争に加入せざることあるも、之を還付せざるものとす

第四十一條 契約擔任者は競賣場に於て、左の行爲を爲したる者を、競争より排除することを得

一 他人の競争加入を妨害したる者

二 掛員又は競賣人の職務執行を妨げ、その他競賣場に於て喧躁の行爲ありたる者

を爲すべきものとす

第四節 指名競争契約

第四十三條 契約擔任者は左に掲ぐる場合に於ては、指名競争に付することを得

一 當業者相連合して不當の競争を爲さむとするの虞あるとき（大正十一年大甲第

一五五號内閣總理大臣より大藏大臣宛通牒第一）

二 不誠實又は不信用の者競争に加入し、不當の競争を爲すの虞あるとき（同上）

三 特種の構造又は品質を要する工事、製造又は物件の買入にして、検査著しく困難のものなるとき（同上）

四 契約上の義務に違背あるときは、政府の事業に著しき支障を來すの虞あるとき（同上）

五 契約の性質又は目的に依り、競争に加はるべき者少數にして、一般の競争に付するの必要なきとき（會計規則第百十條第一項第一號）

六 壹萬圓を超えざる工事若くは製造を爲さしめ又は五千圓を超えざる財産の買入を爲すとき（同第二號）

七 賃借料年額又は總額三千圓を超えざる物件の借入を爲すとき（同第三號）

八 豫定貸貸料年額又は總額千圓を超えざる物件の貸付を爲すとき（同第四號）

九 豫定代價二千圓を超えざる財産の賣拂を爲すとき（同第五號）

一〇 前四號以外の契約にして、其の金額四千圓を超えざる時（同六號）

隨意契約に依ることを得べき場合に於ては、指名競争に付することを妨げず（會計規則第百十條第二項）

第四十四條

指名競争に付する場合には、成るべく五人以上の入札者を指定し、第十

八條第一項に掲ぐる事項を通知すべし（會計規則第百十一條）

「註」本條の入札者は、成るべく第十九條の資格を有する者より選定すべし

保 證 金

第四十五條 指名競争に付する場合に於ては、入札保證金及契約保證金は、其の全部又は一部を免除することを得（會計規則第八十八條第二項、第百十三條第二項）

第四十六條 第二十三條乃至第三十二條の規定は、指名競争の場合に之を準用す（會計規則第百十三條第一項）

第五節 隨 意 契 約

第四十七條 一般に隨意契約に依ることを得る場合左の如し

一 契約の性質又は目的が競争を許さざるとき（會計規則第百十四條第一項第一號）

二 急迫の際にして競争に付するの暇なきとき（同第二號）

三 急速に契約を爲すに非ざれば契約を爲すの機會を失ふの虞あるとき又は著しく不利なる價格を以て契約を爲さざるべからざるの虞あるとき（大正十一年大甲第一五五號内閣總理大臣より大藏大臣宛通牒第二）

四 政府の行爲を秘密にするの必要あるとき（會計規則第百十四條第一項第三號）

五 官廳相互間に於て契約を爲すとき（同十一號）

六 外國に於て契約を爲すとき（同第十五號）

七 物件の貸借及財産の賣拂を除くの外、二千圓を超えざる契約を爲すとき（同第八號）

八 隨意契約に依るときは、時價に比し著しく有利なる價格を以て、契約を爲し得べき見込あるとき（大正十一年大甲第一五五號內閣總理大臣より大藏大臣宛通牒

第二）

九 第四十三條第一號乃至第四號の場合に於て、指名競争に付することを不利とする特別の事由あるとき（同上）

一〇 競争に付するも入札者なきとき又は再度の入札に付するも落札者なきとき

（會計規則第一百五條）

一一 落札者契約を結ばざるとき（同第十六條）

〔註〕本條第十號後段に、再度の入札とは、第三十二條の場合を云ふ

第四十八條 前條第十號の場合に於ては、保證金及期限を除くの外、最初競争に付するるとき定めたる價格其の他の條件を變更することを得ず（會計規則第一百五條）

前條第十一號の場合に於ては、落札金額の制限内に於て契約を爲すことを要し、且つ期限を除くの外、最初競争に付するるとき定めたる條件を變更することを得ず（會計規則第十六條）

第四十九條 第四十七條第十號及第十一號の場合に於て、豫定價格又は落札金額を分割計算し得る場合に限り、該價格又は金額の制限内に於て、各目的に付、之を數人に分割して契約を爲すことを妨げず（會計規則第十七條）

第五十條 第四十七條第十號及第十一號の契約は、入札當日より三十日以内に之を締結することを要す。但し特別の事由に因り期限内に契約を締結し得ざる場合は此の限に在らず

供給

第五十一條 物件の供給に關し、隨意契約に依ることを得る場合左の如し

- 一 三千圓を超えざる財産の買入を爲すとき（會計規則第一百四條第一項第四號）
- 二 道、府、縣、市、町、村其の他の公法人、公益法人、産業組合又は慈惠の爲設立したる教育所より、直接に物件の買入を爲すとき（同第十六號）

三 現に契約履行中の物品の供給に關聯するものにして、之を他の者をして分割履行せしむることを不利とするとき（大正十一年大甲第一五五號内閣總理大臣より

大藏大臣宛通牒第二）

四 買入を要する物品多量にして、分割購入を爲すに非ざれば買占其の他の事由に因り、其の價格を騰貴せしむるの虞あるとき（同上）

五 鐵道事業用の諸材料、車輛、船舶、器具、機械、機械運轉用品、被服及船舶旅館の營業用の物品の買入を爲すとき（大正十一年大藏大臣藏第二九六〇號通牒第一）

「註」瓦斯、電氣等の供給契約は、本條第五號に依ることを得

工事及製造

第五十二條 工事、製造に關し、隨意契約に依ることを得る場合左の如し

- 一 五千圓を超えざる工事又は製造を爲さしむるとき（會計規則第一百四條第一項

第四號）

二 現に契約履行中の工事、製造に關聯するものにして、之を他の者をして分割履行せしむることを不利とするとき（大正十一年大甲第一五五號内閣總理大臣より

大藏大臣宛通牒第二）

三 鐵道事業用の諸材料、車輛、船舶、器具、機械、機械運轉用品、被服及船舶旅館の營業用の物品の製造を爲さしむるとき（大正十一年大藏大臣藏第二九六〇號通牒第一）

四 鐵道事業經營上必要なる土工、橋梁、隧道、軌道、停車場、倉庫、機械工場、

旅館及船舶に關する工事を請負に付するとき（同第二）

「註一」本條の製造中には、物件の修繕をも含むものとす

「註二」印刷請負契約は、本條第三號に依るものとす

「註三」通信、電力に關する工事は、本條第四號の土工中に包含せらるゝものとす

「註四」停車場、倉庫、機械工場及旅館以外の建物の工事をなす場合は、本條第四號中に包含せず

賣 却

第五十三條 物件の賣拂に關し、隨意契約に依ることを得る場合左の如し

一 豫定代價千圓を超えざる財産の賣拂を爲すとき（會計規則第一百四條第一項第七號）

二 帝室用、公共用又は公用に供する爲必要ある場合に於て、直接帝室、公共團體又は起業者に雜種財産の賣拂を爲すとき（大正十一年大藏大臣藏第三六三二號通

牒）

三 法律勅令の規定に依り、財産の讓與又は無償貸付を爲し得る者に、其の財産の賣拂を爲すとき（會計規則第一百四條第一項第十三號）

四 學術又は技藝の保護獎勵の爲、之に必要な物件の賣拂をなすとき（同第十八號）

五 鐵道事業用の諸材料、車輛、船舶、器具、機械、機械運轉用品、被服及船舶旅館の營業用の物品を賣却するとき（大正十一年大藏大臣藏第二九六〇號通牒第二）

六 左の場合に於て、直接物件を公共團體又は起業者に賣拂を爲すとき（大正十一年大藏大臣藏第三六三二號通牒）

イ 共濟組合、其の他慈善團體の事業に於て必要あるとき

ロ 鐵道、軌道、汽船、其の他運送を目的とする事業、倉庫業、公益法人の事業又は國有鐵道旅行の便宜を目的とする事業經營上必要あるとき

- 七 寄附に係る鐵道財産を、原所有者又は其の相続人、其の他の包括承繼人に賣拂を要するとき（大正十一年大藏大臣藏第三六三二號通牒）
- 八 國有財産法施行前に貸付したる土地に建物をも有する者、隣接地又は圍繞地の所有者に其の土地の賣拂を要するとき（同上）
- 九 雜種財産に付、土地の開拓又は水面の埋立若くは干拓を爲したる事業者に、豫約に依り、其の土地の賣拂を爲すとき（國有財産法第二十一條）

貸 付

第五十四條 物件の貸付に關し、隨意契約に依ることを得る場合左の如し

- 一 豫定貸貸料年額又は總額五百圓を超えざる物件の貸付をなすとき（會計規則第一百零四條第一項第六號）
- 二 法律勅令の規定に依り、財産の讓與又は無償貸付を爲し得る者に、其の財産の貸付を爲すとき（同第十三號）

- 三 學術又は技藝の保護獎勵の爲、之に必要な物件の貸付を爲すとき（同第十八號）
- 四 鐵道、軌道、車輛、船舶、器具、機械竝に旅館及之に附帶する物件の貸付を爲すとき（大正十一年大藏大臣藏第二九六〇號通牒第二）
- 五 帝室用、公共用又は公用に供する爲必要がある場合に於て、直接帝室、公共團體又は起業者に財産を貸付するとき（大正十一年大藏大臣藏第三六三二號通牒）
- 六 左の場合に於て、直接物件を公共團體又は起業者に貸付を爲すとき（大正十一年大藏大臣藏第三六三二號通牒）
 - イ 共濟組合、其他慈善團體の事業に於て必要あるとき
 - ロ 鐵道、軌道、汽船、其他運送を目的とする事業、倉庫業、公益法人の事業又は國有鐵道旅行の便宜を目的とする事業經營上必要あるとき
- 七 寄附に係る鐵道財産を、原所有者又は其の相続人、其の他の包括承繼人に貸付

を要するとき（大正十一年大藏大臣藏第三六三二號通牒）

八 國有財産法施行前に貸付したる土地に建物をも有する者、隣接地又は圍繞地の所有者に其の土地の貸付を要するとき（同上）

九 雜種財産に付、土地の開拓又は水面の埋立若くは干拓を爲したる事業者に、豫約に依り、其の土地を貸付するとき（國有財産法第二十一條）

借入

第五十五條 物件の借入に關し、隨意契約に依ることを得る場合左の如し

一 賃借料年額又は總額千五百圓を超えざる物件の借入を爲すとき（會計規則第一百四條第一項第五號）

二 道、府、縣、市、町、村其の他の公法人、公益法人、産業組合又は慈善の爲に設立したる教育所より、直接に物件の借入を爲すとき（同第十六號）

三 旅館及之に附帶する土地、建物の借入を爲すとき（大正十一年大藏大臣藏第二

九六〇號通牒第一

四 鐵道、軌道、車輛、船舶、器具、機械並に旅館に附帶する物品の借入を爲すとき（同第二）

五 帝國鐵道の事業經營上、土地又は建物の借入を要するとき（大正十一年大藏大臣藏第三六三二號通牒）

第五十六條 前數條の外、隨意契約に依ることを得る場合左の如し

一 雜種財産にして、土地及建物以外の土地の定着物に限り、帝室用、公共用、公用又は公益事業に供する爲必要あるとき、之を他の土地及建物以外の土地の定着物と交換を爲すとき（國有財産法第七條）

二 勞力の供給を請負はしむるとき（會計規則第一百四條第一項第九號）

三 運送又は保管を爲さしむるとき（同第十號）

見積保證金

第五十七條 隨意契約に依る場合に於て、特に必要あるときは、見積保證金を納付せしむることを得

前項の場合に於ては、入札保證金に關する規定を準用す

見積書

第五十八條 隨意契約に依らむとするときは、成るべく信用經驗確實なる者二人以上より見積書を徴すべし（會計規則第百十八條）

「註一」百圓を超えざる隨意契約を爲す場合には、見積者をして、口頭を以て見積金額の申出を爲さしむることを得。但し賣却の場合は此の限に在らず

「註二」郵便切手、収入印紙、乗車船券の類を購入する場合に於ては、見積書の徴收を省略することを得

契約保證金

第五十九條 隨意契約に依る場合に於ては、契約保證金は其の全部又は一部を免除することを得（會計規則第八十八條第二項）

第三章 契約の履行

第六十條 相手方が契約の履行を他人に委任し又は債權の讓渡を爲す場合に於ては、豫め契約擔任者の許可を受けしむべし

第六十一條 相手方が契約を履行するに當り、其履行期限又は期間の末日が大祭祝日、日曜日、年末年始の休暇、其の他の休日及政始式當日に該當するときは、其の翌日（休日が連続する場合は最終休日の翌日）迄期限又は期間を延長したるものと看做す。但し契約に特別の意志表示ある場合は此の限に在らず

第六十二條 相手方が期限内に義務を履行すること能はざるときは、成るべく其の旨契約擔任者に届出しむべし

延 期

第六十三條 天災事變、同盟罷業、その他已むを得ざる事由に因り、相手方が期限内に義務を履行すること能はざるときは、契約擔任者は相當の期間、履行の延期を許すを得

第六十四條 相手方が期限又は期間を過ぎて、義務の全部又は一部を履行せむとするときは、契約擔任者は支障なき限り之を應諾することを得

延 滞 償 金

前項の場合に於ては天災事變、同盟罷業、その他已むを得ざる事由に因り、履行の遅延を生じたるものを除き、一日毎に、契約金額五百分の一に相當する延滞償金を取得するものとす。但し分割して履行するも支障なきものにありては、遅延部分に對してのみ取得することを得

前項の率は契約を以て之を増減することを得

第六十五條 前條の延滞償金取得日數の計算に付ては、検査中の日數は之を算入せざるものとす

〔註〕検査中の日數とは持込又は落成届出の翌日より起算し、排却又は検査終了の當日までを云ふ

第六十六條 延滞納入に係る物件を、第六十七條に依り値引の上採用したる場合に於ては、延滞償金は値引代價に據り算出するものとす

値 引 採 用

第六十七條 相手方の提供したる履行の目的物に多少不備の點あるも、使用上支障なしと認むるときは、契約擔任者は相當値引して之を受領することを得

第六十八條 工事、製造、物件購入等の場合に於て、目的物の引渡は、引渡場所に於て検査終了したる時を以て完了す

目的物の引渡前に生じたる損害は、總て相手方の負擔とす。但し左の場合にありて

は其の損害の全部若くは一部を省に於て負擔することを得

一 工事にありては、省の責に歸すべき事由あるとき又は天災事變、其の他不可抗力に因りて既済部分に損害を生じたるとき

二 物品の購入又は製造にありては、省の故意又は重大なる過失に因りて損害を生ぜしめたるとき

第六十九條 工事、製造、物件購入等の場合に於て、相手方の提供したる目的物に對しては、引渡後一ケ年間、其の瑕疵に付き擔保の責を負はしむべし。但し契約擔任者は契約を以て其の期間を増減することを得

第七十條 省より材料を支給して工事、製造等を爲さしむる場合並に省有品の運搬、保管等を爲さしむる場合に於ては、省有品の損害は請負人の負擔とす。但し省の責に歸すべき場合並に不可抗力に依る場合は此の限に在らず
前項の規定は契約に特別の意志表示ある場合は之を適用せず

第七十一條 物件賣却の場合に於て目的物の引渡は、買受人に目的物を示し、領收證を徴したるときを以て完了す

目的物の引渡後は、省は其の瑕疵に付き擔保の責に任ぜざるものとす

七十二條 物件の貸付を爲したる場合に於ては、借受人をして、許可なくして該物件の轉貸を爲さしむることを得ず

七十三條 物件の貸付を爲したる場合に於て、借受人が該物件を亡失又は毀損したるときは、契約擔任者の指定する賠償金又は修繕費を納付せしむべし。但し場合に因り、借受人をして代品を提供せしめ又は毀損物件の修繕を爲さしむることを得

第四章 契約の解除及變更

有償解約

第七十四條 契約擔任者は左の場合に於て、契約の全部又は一部を解除することを得一 相手方が義務の全部若くは一部を履行せざるとき又は期限内に履行するの見込

なきとき

- 二 工事、製造、物件購入等の監督、検査に際し、相手方又は其の代理人若くは使用人が、掛員の指揮に従はず又は不正の行爲あるとき
- 三 相手方の競争加入の資格なきことを發見したるとき
- 四 相手方が契約擔任者の許可を得ずして、契約の履行を他人に委任し又は債權の讓渡を爲したるとき

前項の場合に於ては、契約保證金は省の所得とす（會計規則第八十九條）

〔註〕本條の場合に於て、相手方が國債を以て保證金を納付したるときは、該國債に附屬する支拂期日の到來せざる利札は、省の所得に歸するものとす

違 約 金

第七十五條 前條第一項の場合に於て、契約保證金を徴せざりしものによりては、違約金として契約金額百分の十以上に相當する金額を徴收するものとす

第七十六條 前二條に依り、契約保證金又は違約金を徴する場合に於て、契約が個々に分離して履行するも差支なきものによりては、契約擔任者は其の解約部分に對してのみ、保證金又は違約金を取得することを得

無 償 解 約

第七十七條 契約擔任者は左に掲ぐる場合に於て、保證金又は違約金を取得せずして契約の全部又は一部を解除することを得

- 一 相手方が正當の事由に因り、契約の解除を請求したるとき
- 二 相手方が契約締結後、競争加入の資格を喪失したるとき
- 三 相手方が無能力者となり又は死亡したる場合に於て、其の法定代理人又は相續人より契約の解除を請求したるとき
- 四 相手方が破産の宣告を受け又は其の資産信用狀態著しく低下したるとき

省の都合に因る解約其他

第七十八條 契約擔任者、省の都合に因り、契約の全部若くは一部の解除、變更又は履行の中止を命じたるときは、因りて生じたる損害を補償することを得
前項の場合に於て其の既成部分又は特に準備したる材料物品にして、既に検査を経たるものは、相當の代價を支拂ひて之を引取り又は其の實費を標準とし、損害の補償を爲すことを得

第七十九條 外國品購入の場合に於て、契約締結後、當該物品に對し輸入税若くは輸出税の新設、變更又は廢止ありたるときは、契約擔任者は相手方に對し、契約金額變更の要求を爲し又は之が請求に應ずることを得

〔註〕本條の如き契約金額變更の請求は、新税率に依り輸入税又は輸出税を納入せる確證あるものに對してのみ、之に應ずべきものとす

第五章 契約金の納付及支拂

第八十條 契約擔任者、物件の賣拂を爲さむとするときは、特別の規定ある場合を除

くの外、其の引渡前又は移轉の登記若くは登録前、其の代金を完納せしむべし（會計規則第九十條）

第八十一條 契約擔任者、物件の貸付を爲さむとするときは、其の貸付料は、特別の規定ある場合を除くの外、之を前納せしむべし。但し貸付期間の長期に渉るものに在りては、毎年定期に之を納付せしむることを得（會計規則第九十一條）

第八十二條 財産の交換差金は財産の引渡前、之を納付せしむべし（國有財産法第九條）

第八十三條 契約擔任者、三千圓を越ゆる工事、製造又は物件の買入に付ては、竣功又は完納の後、之を監督又は検査したる官吏又は技術者をして、竣功調書又は完納検査調書を作成せしむべし。但し物品に付ては證憑書に檢收濟の年月日を附記するときは、調書の添付を省略することを得（會計規則第九十二條第一項、鐵道會計計算證明規程第三十四條）

第八十四條 契約擔任者は契約を以て、履行完了前、工事、製造其の他の請負に付ては其の既済部分に對する代價の十分の九以内、物件の購入に付ては其の既納部分に對する代價の支拂を爲すことを得。但し個々に分立し得べき性質を有する工事、製造其の他の請負に於ては、各個の完済部分に對して其の代價の全額迄を支拂ふことを得（會計規則第九十三條、第九十四條）

前項代價の支拂を爲さむとするときは、契約擔任者は特に検査の官吏又は技術者を命じて事實を測定し、既済部分検査調書又は既納部分検査調書を作成せしむべし（會計規則第九十二條第二項）

〔註〕官公署に對して支拂ふべき經費は前金拂を爲すことを得

第八十五條 外貨に依り物品を購入する場合に於ては、契約に別段の定めあるものを除くの外、其の代金は着船當日に於ける横濱正金銀行の電報爲替相場に依り、邦價に換算して支拂ふべきものとす

相 殺

第八十六條 違約金、延滞償金、其の他相手方より徴收すべき金額は、相手方に對して支拂ふことを要する金額又は保證金と相殺の手續を爲すことを得

〔註一〕本條に依り相殺を爲すには、民法相殺の規定（第三編第一章第五節第二款）

竝に商法交互計算の規定（第三編第三章）に於て許さるゝものならば、當該契約以外の原因に因り發生せる金錢債權との間に於ても、之が相殺を爲すを妨げざるものとす

〔註二〕本條に依り相殺を爲す場合に於ても、収入金額竝に支拂金額は、各別個に之を處理すべきものとす

第六章 財産の使用及收益

第八十七條 左の場合に於ては鐵道財産に付、使用又は收益を爲さしむることを得

- 一 公用財産にして、未だ其の用途に供せざる期間

- 二 公用財産にして、其の用途又は目的を妨げざるとき
 - 三 公用を廢したる鐵道財産にして、貸付契約を爲すを不利とするとき
- 第八十八條 鐵道財産の使用又は收益を爲さしむる場合に於ては、貸付に準じ處理するものとす（國有財産法第二十條、國有財産法施行令第二十二條）

第七章 雜 則

第八十九條 入札心得書及契約書案は、別に之を定む

報 告

第九十條 左の契約を締結したるときは、別紙様式に依り翌月五日迄に、之を經理局長に報告すべし。但し鐵道局内事務所又は出張所にありては、所屬鐵道局長を経由するものとす

- 一 第四十三條第一項第一號乃至第四號の規定に依り、工事の施行又は物品の賣却を指名競争に付したるとき（會計規則第一百十二條）

- 二 第四十七條第三號、第八號、第九號、第五十二條第二號、第四號、第五十三條第五號の規定に依り、工事の施行又は物品の賣却を隨意契約に付したるとき（會計規則第一百十九條）
- 經理局長、前項の報告を受けたるときは、之を會計検査院に報告すべし

契約者名簿

第九十一條 契約擔任者は契約者名簿を備へ、契約の相手方となるべき者の信用、負擔能力、其他必要なる事項を調査して之を整理し置くべし

第九十二條 契約擔任者は第二十三條第一號乃至第五號に該當し又は其の他の事由に因り契約の相手方と爲すに適せずと認むる者あるときは、直に其の事由を詳具し相手方の住所氏名を大臣に報告すべし

第八章 附 則

第九十三條 左に掲ぐる達、公報注意、決裁、伺定竝に依命通牒は、本規程施行の日

より之を廢止す

- 一 明治三十五年五月二十日達第四九號
- 一 入札保證金として提供したる有價證券受授に關する件
- 一 大正五年十二月十四日達第一二四六號
- 一 契約履行期日が休日に相當する場合の整理に關する件
- 一 大正十一年七月二十六日達第五四六號
- 一 契約事務規程
- 一 明治四十二年七月十六日公報注意
- 一 郵便入札に關する件
- 一 大正二年五月三十一日公報注意
- 一 銀行預金證書等を以て入札又は契約保證金に充當方の件
- 一 明治四十四年六月十九日公報注意

延滞償金算出方の件

- 一 明治三十三年十一月二十六日鐵作第九四一號大臣決裁
仕拂代金と延滞償金相殺方の件
- 一 明治二十九年五月二十一日鐵計第四八四號大臣へ伺定
鐵道用外國輸入品購買取扱概則
- 一 明治三十四年六月二十日計理部長へ伺定
勅令一九三號に基き隨意契約を締結し得る期間一定の件
- 一 大正五年五月二十三日鐵經倉第二六二〇號依命通牒
院外賣拂品搬出に要する物品使用方の件
- 一 大正元年十月十五日鐵倉乙第二三九〇號依命通牒
隨意契約に依る物品賣買手續省略方、辨償金額拾錢未滿の場合處理方、入札
保證金を契約保證金に轉用方に關する件

様式(第九十條)

一、 年 月分指名競争契約調書		二、 年 月分隨意契約調書	
件名	金額約	件名	金額約
	入札年月日		契約年月日
	契約者氏名		契約者氏名
	事由		事由
	當該條項を記載スルコト		當該條項を記載スルコト
契約擔任官 何局所長 氏名 ^印		契約擔任官 何局所長 氏名 ^印	

(法規會計編第七章)

東工卯第三七三七號
昭和二年七月二十七日

工 務 課 長

國府津保線事務所長殿

依命通牒

契約事務規程改正に伴ふ工事施行書類取扱方の件

契約事務規程改正せられたるに付自今工事施行書類は左記に依り處理相成度
追て七月十五日以前決議のものにして同日以降に於て入札に付するものは其所限り
改正規程に據り施行方法欄準據法規の條項を訂正の上執行し之が工事件名を報告相
成度

一、施行方法欄記載方は左の例に據るものとす

イ 指名競争契約請負 契約事務規程第四十三條第 號に依る但し入札及契約保

證金免除

- ロ 随意契約請負 契約事務規程第五十二條第 號に依る但し契約保證金免除
- ハ 直 營 職工人夫雇傭は契約事務規程第五十六條第二號に依り随意契約請負但し契約保證金免除
- 二、準據法規の適用は左の通とす
 - イ 指名競争契約に依る壹萬圓を超へざる工事は第六號に依り其他は準據すべき當該號に依る
 - ロ 随意契約に依る五千圓を超へざる工事は第一號に依り其他は準據すべき當該號に依る
- 三、三千圓以上工事には準據法規の條項を記載し且つ指名請負人調書を添付すること
- 四、經理局長へ毎月提出すべき契約報告には様式中へ適宜「支辨科目」及「豫定價

格又は豫算額」の二欄を設け記載のこと

- 五、随意契約に依る五百圓を超へざる（百圓を超へざるものを含む）工事請負は從來通り請書に依り整理すること

以 上

鐵道省發表(昭和十二年十二月六日より施行)

鐵道省工事請負人規程

鐵道省工事請負人規程

鐵道省工事請負人規程

第一章	總則
第二章	指定
第三章	審査委員會
第四章	義務
第五章	入札又は見積
第六章	取消
附則	

第一章 總則

則

第一條 建設及工務關係工事を指名競争契約又は隨意契約に依り請負はしむる爲特定の請負人を工事指定請負人（以下指定請負人と謂ふ）として指定す但し通信、電力工事、輕易なる工事又は特別の事由ある場合の工事の請負人に付ては此の限に在らず

註 特別の事由ある場合とは特許の工法に依る工事、特許品の据付、修繕工事、新線營業開始直後にして地方の請負人を必要とする工事、災害應急復舊工事及特殊の技能を必要とする工事等を施行する場合を謂ふ

第二條 指定請負人に付ては其の工事請負能力に應じ入札又は見積に参加せしむべき一定の組合せを定む

第二章 指定

定

第三條 指定請負人の指定は鐵道大臣之を爲す、但し局所長專決事項に屬する工事の指定請負人は當該局所長之を指定す

前項の指定は所定の審査委員會の議を経ることを要す

註 局所とは鐵道局及直轄事務所（東京電氣事務所を除く）を謂ふ以下同じ

第四條 指定請負人の指定は毎年度一回本省に在りては七月局所に在りては八月之を爲す、但し第八條及第九條に依り指定する事を得ざりし請負人にして其の事情止みたる場合、指定請負人の相續、營業の讓渡、會社の合併及會社組織の變更ありたる場合は其の都度指定することを妨げず

第五條 指定請負人の指定の効力は指定決定の日より次年度定期指定迄存続するものとす

第六條 指定請負人の指定は左記各號の資格ある者に付之を爲すべし、但し特殊なる工事の指定請負人の指定に付ては此の限に在らず

一、一年以來工事の業務に従事する者たること、但し合名會社、合資會社及株式合資會社に在りては其の業務執行社員の一入株式會社に在りては其の會社を代表する取締役の一入組合に在りては其の業務を執行する組合員の一入が一年以來其の工事の業務に従事するときは此の限に在らず、工事を營む合名會社、合資會社及株式合資會社の業務執行社員、株式會社を代表する取締役又は組合の業務を執行する組合員たりし者に付ては其の在任期間中當該工事の業務に従事

したるものと看做す

註 本號の工事は省工事及省外工事を指稱す

二、個人に在りては二年以來毎年納めたる地租、第三種所得稅、乙種資本利子稅及營業收益稅の合算額が左の標準を下らざる者たること

(イ) 一廉五萬圓以上の工事を請負はしむべきもの五百圓以上

(ロ) 一廉五萬圓未滿の工事を請負はしむべきもの五拾圓以上

三、法人又は組合に在りては出資額又は拂込資本金額又は法人にして二年以來毎年納めたる地租第二種所得稅及營業收益稅の合算額が左の標準を下らざる者たること、但し合名會社、合資會社及株式合資會社にして其の無限責任社員の一入、組合にして其の組合員の一入が前條に該當するときは此の限に在らず

(イ) 一廉五萬圓以上の工事を請負はしむべきもの

出資額又は拂込資本金額五拾萬圓以上

納稅額千圓以上

(ロ)一廉五萬圓未滿の工事を請負はしむべきもの

出資額又は拂込資本金額五萬圓以上

納税額百圓以上

註 營業を繼承したる場合に於ては前營業者の當該營業に従事したる期間及納付したる税額は承繼人の従事する期間及納付したる税額に之を通算す

第七條 左記各號の一に該當する者を指定請負人として指定することを得ず

一、禁治産又は準禁治産の宣告を受けたる者

二、破産の宣告を受け復権せざる者

第八條 第卅五條第一項に依り指定請負人の指定を取消されたる者に付ては取消の日より左の期間指定請負人として指定することを得ず、但し豫審免訴を受け又は無罪の判決確定したる場合は更めて指定することを得

一、本人、代表者及其の代理人並に使用人が訴追を受けたるときは一年

二、本人、代表者が罰金刑に處せられたるときは三年、其の代理人なるときは二年六月、使用人

なるときは一年六月

三、本人、代表者が體刑に處せられたるときは四年、其の代理人なるときは三年、使用人なるときは二年

前項第二號及第三號の期間には訴追に因り指定せられざりし期間を通算す

註 使用人とは事業上使用する一切の者を謂ふ以下同じ

第九條 前條の外第三十六條に依り指定請負人の指定を取消されたる者に付ては取消の日より情狀に依り一年及至四年指定請負人として指定することを得ず

第十條 業務執行社員、取締役、支配人及執行組合員の爲したる行爲は前二條の適用に當り本人又は代表者の爲したる行爲と看做す

第十一條 指定請負人の指定を受けんとする者あるときは毎年四月末日迄に左記各號書類を提出せしむべし

一、請負人指定願 第一號様式

二、工事経歴書 第二號様式

- 三、本人、代表者及主任技術者の履歴書 第三號様式
- 四、營業證明書（法人は登記簿謄本） 第四號様式
- 五、納税證明書 第五號様式
- 六、印鑑證明書（法人は社印及其の代表者印）
- 七、身元證明書（法人は其の代表者） 第六號様式
- 八、誓約書 第七號様式
- 九、其他必要と認むる書類

第三章 審査委員會

第十二條 工事指定請負人審査委員會（以下審査委員會と謂ふ）は本省（建設局及工務局）及局所に之を置き指定請負人の指定、取消、第二條の組合せ、第九條の期間、其他之に關聯する事項を審査議決す

第十三條 審査委員會は會長一人及委員若干人を以て之を組織す

第十四條 會長は本省に在りては建設局長、工務局長、直轄事務所に在りては所長、鐵道局長に在りては工務部長を以て之に充つ

第十五條 委員は各委員會に應じ左に掲ぐる者を以て之に充つ

- 一、建設局審査委員會に在りては監察官二人、建設局長、建設局計畫課長、同工事課長、工務局改良課長、同建築課長、各建設事務所長、下關改良事務所及信濃川電氣事務所長とす
- 二、工務局審査委員會に在りては監察官二人、工務局長、工務局保線課長、同計畫課長、同改良課長、同建築課長、建設局計畫課長、同工事課長、各改良事務所長及各鐵道局工務部長とす
- 三、直轄事務所審査委員會に在りては所長、高等官及判任官若干人とす
- 四、鐵道局審査委員會に在りては工務部長、工務部庶務課長、同保線課長、同改良課長、同工事課長、同建築課長及工務部技師若干人並に各保線事務所長及各出張所長とす

第十六條 前項各委員會（直轄事務所委員會を除く）に於ては第四條但書の場合、第八條但書の場合、代表者の變更ありたる場合、其他輕易の事項と認むる場合之が取扱に付ては左の委員により審査議決することを得

一、建設局審査委員会に在りては建設局長、建設局計畫課長、同工事課長、工務局改良課長、同建築課長、東京建設事務所長及必要に應じ關係建設、改良、電氣事務所と長す

二、工務局審査委員会に在りては工務局長、工務局保線課長、同計畫課長、同改良課長、同建築課長、建設局計畫課長、同工事課長、東京改良事務所長、東京鐵道局工務部長及び必要に應じ關係改良事務所長又は鐵道局工務部長とす

三、鐵道局審査委員会に在りては工務部長、工務部庶務課長、同保線課長、同改良課長、同工事課長、同建築課長及び必要に應じ部内技師、關係保線事務所長又は出張所長とす

第十七條 會長は會務を總理す

會長事故あるときは夫々の委員会に應じ大臣又は局所長の指名する委員其の職務を代理す

第十八條 委員は會長の命を受け議事の審査議決を爲す

第十九條 審査委員会に幹事若干人を置く

幹事は會長の命を受け庶務を整理す

第二十條 審査委員会に書記若干人を置く

書記は上司の指揮を受け庶務に従事す

第廿一條 議事は出席委員の三分の二以上を以て之を決す

第四章 義 務

第廿二條 指定請負人は本視程を遵守するの外省の定むる關係諸規程を熟知すべし

第廿三條 指定請負人は省が工事に關する調査を爲す場合は之に協力すべし

第廿四條 調査の結果改善を爲さしむる必要ありと認むるときは指定請負人に對し適當なる指示を爲すことあるべし

第廿五條 指定請負人は災害其の他の事故に際し應急處置、救護復舊等の爲省より協力を求めたる場合は支障なき限り之に應ずべし

第廿六條 指定請負人は其の使用人の工事上の知識啓發に努むべし

第廿七條 指定請負人は主任技術者を定むべし

第廿八條 指定請負人は左の場合は直ちに第三條の指定者に其の旨届出づべし 但し工事施工中の

場合は同時に工事の所管局所長及保線事務所長、出張所長に届出づべし

- 一、相續、營業の讓渡、廢止又は會社の合併
- 二、會社組織の變更、出資額又は拂込資本金額の増減
- 三、商號又は氏名の變更
- 四、代表者、支配人、支店長又は主任技術者の變更
- 五、營業所又は事務所の設置、移轉、廢止
- 六、本人、代表者、業務執行社員、取締役、業務執行組合員、支配人又は其の代理人若は工事に關聯し其の使用人が刑事被疑者として召喚せられたるとき、刑事上の訴追を受けたるとき及罰金以上の刑に處せられたるとき

七、禁治産又は準禁治産の宣告を受けたるとき

八、破産の宣告を受けたるとき

第廿九條 指定請負人は工事施行中左の場合には直に其の工場所管の局所長又は保線事務所長、出張所長に届出づべし

一、工事に従事する主なる使用人の異動ありたるとき

二、工事に關聯し重大なる事故發生したるとき

三、工事に關聯し地方民と紛争を生じたるとき

四、工事に關聯し同業者間に紛争を生じたるとき

五、同盟罷業、怠業其他工事に支障ある事件を惹起し若くは惹起する虞ありと認めたるとき

第三十條 指定請負人は省の承認を受くるに非ざれば契約の履行を第三者に委任し又は契約より生ずる債權を讓渡することを得ず

第卅一條 指定請負人は第三十五條第一項又は第三十六條に依り指定請負人の指定を取消されたる者及當該指定取消の原因たる行爲を爲したる者をして第八條又は第九條に依る指定せられざる期間工事に關與せしむることを得ず

第卅二條 指定請負人は省の要求に應じ主任技術者署名したる入札金額又は見積金額の説明書を提出すべし

第五章 入札又は見積

第卅三條 工事を請負に附せむとする場合は其の工事に應じ之を施行するに相當する第二條の組合せに依る指定請負人をして入札又は見積せしむ

第卅四條 左の場合は第二條の組合せを變更し又は特定の指定請負人をして入札又は見積せしむることを得

- 一、工事の性質により特別の事由あるとき
- 二、緊急を要する工事なるとき
- 三、時價に比し著しく有利なる價格を以て契約を爲し得べき見込あるとき
- 四、現に契約履行中の工事に關聯する工事なるとき
- 五、工事費に比し重要なる工事なるとき
- 六、前條に依るも請負者を決定し得ざるるとき
- 七、第二條の組合せ中に省外工事に關聯し不當の行爲ありと認めらるゝ者あるとき

註 第一號は特殊なる鐵筋混凝土、鐵骨、隧道、橋梁工事等の場合を謂ふ

第六章 取

消

第卅五條 指定請負人本人代表者、代理人又は其の使用人が工事に關聯し贈賄罪の訴追を受けたるとき又は有罪の判決確定したるときは指定請負人の指定は取消されたるものとす

指定請負人第七條の各號の一に該當するに至りたるとき亦同じ

第卅六條 指定請負人にして左記各號の一に該當する場合は審査委員會の議を経て其の指定を取消するべし

- 一、第二十三條及第二十八條乃至第三十二條に違反したるとき
- 二、職員に金品を贈與し又は贈與せむとしたるとき
- 三、入札又は見積に際し不當に價格を釣上ぐる目的を以て連合を爲したるとき
- 四、入札又は見積の参加を妨害し又は契約の締結若は契約の履行を妨害したるとき
- 五、検査、調査又は監督に際し掛員の職務執行を妨害したるとき

- 六、前四號の行爲を代理人又は使用人が爲したるとき若は本人と通牒したる第三者が爲したるとき
- 七、工事の成績著しく不良なるとき
- 八、正當の理由なくして契約を履行せざりしとき
- 九、入札又は見積並に契約履行に際し誠意なきとき
- 十、指定請負人としての資力、信用及技術を缺くに至りたるとき

附 則

- 一、本規程は昭和十二年十二月六日より之を施行す、但し第五章の規定は昭和十三年二月一日より之を施行す
- 二、本規程施行前に生じたる事項は本達の精神に準據し審査委員會の議を経て之を處理すべし

第一號様式

請 負 人 指 定 願

私儀(弊社)今般貴省 關係 工事指定請負人トシテ御指定相受度關係書類相添へ此段御願申上候

年 月 日

住 所

氏 名 印

鐵道大臣(局、所長)殿

第二號様式

工事經歷書

住所

氏名

着手年月	竣功年月	種別	工事名稱	請負金額	注文者
------	------	----	------	------	-----

右ノ通相違無之候

年 月 日

氏名 印

(備考 省工事ト省外工事ヲ區別スベシ)

第三號様式

本人(代表者、主任技術者)履歷書

本籍

現住所

氏名

年 月 日生

(備考 學歷ハ最終出身校ヲ記載ノ事)

年 月 日	履 歷 事 項	官 公 署 名
其 他 學 歷 事 任 項 免		

右ノ通相違無之候也

年 月 日

氏名 印

第四號樣式

營業證明書

住所

氏

名

年以來引續キ

請負業ニ從事シ居ルコト

右證明相成度候也

年 月 日

右 氏

名

印

市區町村長殿

第 號

右證明候也

年 月 日

市區町村長

印

第五號樣式

納稅證明書

住所

氏

名

一、 內 年度直接國稅金 圓納付

地 種所得稅金 圓也

第 種所得稅金 圓也

營業收益稅金 圓也

資本利子稅金 圓也

一、 內 年度直接國稅金 圓納付

地 種所得稅金 圓也

營業收益稅金 圓也

資本利子稅金 圓也

地 種所得稅金 圓也

營業收益稅金 圓也

資本利子稅金 圓也

地 種所得稅金 圓也

營業收益稅金 圓也

資本利子稅金 圓也

地 種所得稅金 圓也

第六號様式

身元證明書

本籍
住所

氏名

年月日生

- 一、無能力者
- 一、禁治産者又ハ準禁治産ノ宣告ヲ受ケタル者
- 一、破産ノ宣告ヲ受ケ復権セザル者
- 一、罰金以上ノ刑ニ處セラレ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル日ヨリ二年ヲ經過セザル者

第 種所得税金 圓也
 營業收益税金 圓也
 資本金子税金 圓也

右ノ通納付シタルコトヲ證明相成度候也

年 月 日

右 氏 名 印

市區町村長殿

第 號

右證明候也

年 月 日

市區町村長 印

第七號様式

印 收
紙 入

誓 約 書

拙者儀(又ハ弊社)

貴省指定請負人トシテ御指定ノ上ハ工事指定請負人規程ヲ堅ク遵守可致

誓約候也

年 月 日

住 所

氏

名 印

鐵道大臣(局、所長)殿

右各號ニ該當セザル者ナルコトヲ證明相成度候也

年 月 日

右 氏

名 印

市區町村長殿

第 號

右 證 明 候 也

年 月 日

市區町村長 印

工事請負人札人心得書

（Faint vertical text, likely bleed-through from the reverse side of the page, including the title and introductory paragraphs.)

（Faint vertical text, likely bleed-through from the reverse side of the page, appearing as a large rectangular block of text.)

工事請負入札者心得書

- 第一條 入札及開札は別に公告(通知)したる日時、局、部、所に於て之を行ふ
- 第二條 入札に加はらむとする者は入札期日の前日迄に大正十一年四月大藏省令第三十三號第一條乃至第四條の資格證明書を當該局、部、所に差出し其の承認を受くべし但し一納税期間に於て同一局、部、所に差出したるものあるとき其の證明事項に異動なきものに限り承認を経て之を省略することを得
- 第三條 入札者は入札前豫め示方書、圖面、契約書案及現場等を熟覽し置くべし
- 第四條 入札者は入札保證金として納むべき現金に第一様式の提出書を添へ掛員の檢印を受け當該出納官吏に提出し其の領收書を受取り入札時刻前之を掛員に示すべし國債を以て納むるものは第二號様式の提出書を添へ掛員に納付し領收證書を受取るべし

- 第五條 入札書は第三號様式に依りて作り記名捺印(外國人は署名を以て捺印に代ふることを得)の上封緘して指定の日時に掛員の指揮に従ひ入札書函に投入すべし入札は郵便(書留に限る)を以て送付することを得
- 前項入札書の封筒は第四號書式に依り記載すべし
- 代人を以て入札せむとするものは委任狀を提出すべし
- 入札書中金員に關する一、二、三、十の文字は壹、貳、參、拾の字體を用ふべし
- 第六條 一旦提出したる入札書は之が引換、變更又は取消を爲すことを得ず
- 第七條 開札は入札者の面前に於て之を行ふべし但し入札者出席せざるか又は出席せざる者あるときは入札に關係なき官吏をして開札に立會はしむべし
- 入札は豫定價格の制限内に於て入札金額の最低のものを以て落札とす若し同價額のものあるときは直に抽籤(抽籤すべき者出席せざるときは立會官吏抽籤す)を以て落札者を定むべし

入札金額が悉く豫定價格に超過するときは直に出席入札者をして再入札を爲さしむることあるべし

第八條 落札者落札の通知を受けたるときは第五號様式に依り請負金額内譯書を作り契約締結前に契約擔當者に差出すべし

前項内譯書中不相當と認むるものあるときは之が更定を爲さしむることあるべし但し之が爲落札金額を増減せざるものとす

第九條 落札者は落札の通知を受けたる當日より起算し十日以内（休暇日を除く）に契約保證金として落札金額の百分の十以上（圓未満切上）に相當する現金又は國債を納むべし（期間は適宜短縮することを得）

第十條 前條の契約保證金は現金に在りては第一號書式の提出書を當該局、部、所に差出し掛員の檢印を受け當該出納官吏に納付し其の領收證書を受取り之を同局、部所に差出し國債に在りては第二號書式の政府保管有價證券振込書を當該局、部、所、

に差出し掛員の檢印を受け日本銀行に振込み振込濟通知書の交付を受け之を當該局、部、所に差出し其の受領證書を受取るべし

第十一條 入札保證金又は契約保證金は入札者又は落札者の請求に依り本省建設局、工務局、工作局、電氣局、建設、改良、電氣事務所（鐵道局に於ては工務部、工作部、電氣部、運輸、保線、電力事務所）に於て便宜第四條又は前條に準じ納付せしむることあるべし但し之が通知に要する郵便電信料は請求人の負擔とす

第十二條 落札者は契約保證金の納付を了したるときは速に第六號書式の契約書を作り當該局、部、所に差出すべし

第十三條 入札保證金は落札者に對しては前條手續を了したるとき其他の者に對しては落札者決定後之を還付すべし

落札者なきときは入札保證金は入札場所閉鎖の際直に之を還付すべし

第十四條 左の場合に於ては當該者の入札を無効とし其の入札保證金は當省に於て之

を取得すべし

- 一 同價入札の抽籤を辭したるとき
- 二 落札者契約の締結を辭し又は期限内に契約保證金を納付せざるか若は請負金額内譯書及契約書を差出さざるとき
- 三 會計規則第九十七條に該當すと認められたる者及同條該當者を入札代理人として使用し又は競争に加はる資格なき者入札したるとき

(參照)

「會計規則第九十七條」各省大臣は左の各號の一に該當すと認めたる者を爾後二年間競争に知らしめざることを得之を代理人、支配人、番頭、手代又は技術者として使用したる者亦同じ

- 一 契約を履行するに當り故意に工事製造又は物件を粗雑にし又は其の品質數量に關し欺罔の行爲ありたる者

- 二 競争に際し不當に價格を競上げ又は競下ぐる目的を以て連合を爲したる者

- 三 競争の加入を妨害し又は競落者の契約締結若は契約の履行を妨害したる者

- 四 検査監督に際し掛員の職務執行を妨げたる者

- 五 正當の理由なくして契約を履行せざりし者

- 六 前各號の一に該當すと認められたる後二年を経過せざる者を契約に際し代理人、支配人、番頭、手代又は技術者として使用する者

第十五條 前條に依り當省に於て入札保證金を取得する場合に於ては國債證券は價格を問はず全部之を取得す

第十六條 左の場合に於ては當該者の入札を無効とし其の入札保證金は之を還付すべし

- 一 入札保證金が規定の割合に満たざるとき
- 二 入札掛員に於て入札書に記載せる工事名及金員其他主要なる事項を確認すること能はざるとき
- 三 郵便を以て入札書を差出したる場合に於て其の封筒に依り入札書なることを確認し難きとき

何 局、部、所

第一號書式

歳入歳出外保管金提出書

一金 何圓也

但シ何々工事入札保證金(何々工事契約保證金)

右提出候也

年 月 日

住 所

氏

名 印

歳入歳出外現金出納官吏

官 氏 名 宛

第二號書式

政府保管國債提出書(振込書)

一金 何圓也

但シ何々工事入札保證金(何々工事契約保證金)

一何國債證書 記番號 額面金何 圓何 枚

右提出候也

年 月 日

住 所

氏 名 印

契約擔當者宛(振込ハ日本銀行宛)

第三號書式

工事請負入札書

一金 何圓也 何々工事請負金額

右入札者心得書承諾ノ上入札候也

年 月 日

住 所

氏 名 印

契約擔當者宛

(備考) 入札書ハ封筒ニ入レ何々入札書ト表記スベシ。代理人ニ於テ入札シタルトキハ委任者ノ住所氏名ヲ記載シ「右代理人」トシ記名捺印スベシ

第四號書式

<p>(備考) 裏面ニ入札者住所氏名ヲ記入シ封ジ目ニ捺印スベシ。(イ)欄ニ書 狀ノ受領日時ヲ記シ掛員認印スベキヲ以テ此ノ空欄ヲ設クベシ</p>	<p>何 地</p> <p>局、部、所</p> <p>契約擔當者宛</p> <p>何月何日何時開札</p> <p>何々々入札書 (イ)</p>
--	---

第五號書式

<p>契約擔當者宛</p>	<p>右之通</p> <p>年 月 日</p> <p>住 所</p> <p>氏 名</p> <p style="text-align: right;">(印)</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">名</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">稱</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">種</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">類</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">數</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">量</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">單</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">價</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">金</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">額</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">摘</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">要</td> </tr> <tr> <td colspan="12" style="text-align: center;"> <p>請負金額内譯書</p> <p>一金何圓也</p> <p>何々工事請負金額</p> <p>何圓 何々</p> </td> </tr> </table>	名	稱	種	類	數	量	單	價	金	額	摘	要	<p>請負金額内譯書</p> <p>一金何圓也</p> <p>何々工事請負金額</p> <p>何圓 何々</p>											
名	稱	種	類	數	量	單	價	金	額	摘	要															
<p>請負金額内譯書</p> <p>一金何圓也</p> <p>何々工事請負金額</p> <p>何圓 何々</p>																										

第六號様式

見積書

一金

工事請負代金

右示方書其ノ他熟覽ノ上見積候也

昭和 年 月 日

住所

請負人 氏

名

印

契約擔當者

何々鐵道局何々事務所長 氏 名宛

工事請負見積書
工事竣功届
工事既成部分検査願書式
工事請負代金請求書(全部)

何々事務所

注意 見積書中金員ニ關スル一、二、三、十ノ文字ハ壹、貳、參、拾ノ字體ヲ用
フベシ。代理人ニ於テ入札シタルトキハ委任者ノ住所氏名ヲ記載シ
「右代理人」トシ記名捺印スベシ。提出諸書類用紙ハ凡テB列四番ヲ
用ユルモノトス

竣功届
昭和 年 月 日起工

一、
右工事昭和 年 月 日竣工仕候ニ付此段及御届候
昭和 年 月 日

所長	検査官		竣功期限遅延	有無
	竣功圖添付	有無	有無	有無
検査受渡 昭和 年 月 日 任主	數量増減	有無	有無	有無
	發生品	有無	有無	有無
検査員		住 所		
工事監督員		請負人		

契約擔當者
何々鐵道局何々事務所長 殿

既成部分検査願

一、何々工事
前回検査 年 月 日
請負契約昭和 年 月 日
契約昭和 年 月 日
期限昭和 年 月 日
日起工 日竣工

右工事第 回既成部分ニ對シ御検査ノ上請負金額御拂渡相成度此段及御願候也
昭和 年 月 日
住 所
氏 名 印

契約擔當者
何々鐵道局何々事務所長 氏 名 殿

請 求 書

一 金 圓 錢 也

但シ 工事請負代金

着 手 昭 和
竣 工 同 年 年
竣 工 期 限 同 年 年
月 月 月
日 日 日

内 譯

名 稱	工 事 種 類	稱 呼	數 量	單 價	金 額	摘 要

右金額御支拂相成度請求候也

昭 和 年 月 日

住 所

氏

名 印

右金額正ニ領收候也

昭 和 年 月 日

右

鐵 道 省 御 中

請求書

一金 圓 錢也

内金 圓也 設計變更増額(減額ノ場合ハ差引ノ上外書トシ掲記ス)
 内金 圓也 施行ノ結果増額
 但シ昭和年 月 日 契約ニ係ル何々工事請負代金

着手昭和年 月 日
 竣工同年 月 日

内譯

名稱	工事種類	稱呼	數量	單價	金額	摘要

右金額御支拂相成度請求候也

昭和 年 月 日

住所

氏名 ㊤

右金額正ニ領收候也

昭和 年 月 日

右

鐵道省御中

第三號（既成部分支拂ノ分）

請 求 書

請負高金 圓也（設計變更ニ依リ請負金額ニ異動ヲ生シタル場合ハ變更金額）
前回迄 三回アル場合

内金 圓也 設計變更増額（三回分ヲ差引増減シタル金額）

内金 圓也 今回第 回第 回設計變更増額

（今回請求ノ分ニ關係アル變更高）

一金 圓也 今回請求高

自昭和 年 月 日 第 回既成部分ニ對スル分

至昭和 年 月 日

昭和 年 月 日契約ニ係ル何々工事既成部分左記内譯ニ對スル

計金 圓也ノ十分ノ九以内請求高

外ニ

名 稱	工事種類	稱呼	今回出來高	單 價	金 額	摘 要
一金	圓也	前回迄請求濟高				
一金	圓也	前回迄請求殘高				
一金	圓也	今回請求殘高				

内譯（注意 歩通ニテ支拂ノ場合ハ單價ノ欄ニ契約金額ヲ掲記ノコト）

右金額御支拂相成度請求候也

昭和 年 月 日

住 所

氏 名 印

右金額正ニ領收候也

昭和 年 月 日

右

鐵道省御中

第五號（雇傭人夫賃請求書）

一金 圓也

但シ 工事

使役期間 自昭和 年 月 日
至昭和 年 月 日

内 譯

使役事由 職 名 人 員 賃 格 金 額 摘 要

右金額御支拂相成度請求候也

昭和 年 月 日

住 所

氏

名 印

右金額正ニ領收候也

昭和 年 月 日

右

鐵道省御中

第六號（本契約雇傭人夫賃部分拂ノ分）

請 求 書

一金 圓也 自昭和 年 月 日 請求高
至昭和 年 月 日

昭和 年 月 日 契約ニ係ル何々工事用傭出職工人夫賃左記内譯ニ
對スル計金

外ニ 金 圓 錢也 前回迄請求濟高
内 譯

使役事由	職 名	人 員	賃 格	金 額	摘 要

右金額御支拂相成度請求候也

昭和 年 月 日

住 所

氏 名 印

右金額正ニ領收候也

昭和 年 月 日

右

鐵道省御中

券額十五面額ハ表本
×出算テシト準基ヲ込

覽一見早廻利券證價有

六五五五五五五五五	五四四四四四四四四	四三三三三三三三三	價格/每當
〇九八七六五四三二一	〇九八七六五四三二一	〇九八七六五四三二一	一分
〇八八八八八八八八	〇八八八八八八八八	〇八八八八八八八八	五厘分
〇七九九九九九九九九	〇七九九九九九九九九	〇七九九九九九九九九	二分
〇七〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇七〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇七〇〇〇〇〇〇〇〇〇	五厘分
〇六一一〇一〇一〇一〇	〇六一一〇一〇一〇一〇	〇六一一〇一〇一〇一〇	三分
〇五二二〇二〇二〇二〇	〇五二二〇二〇二〇二〇	〇五二二〇二〇二〇二〇	五厘分
〇四三三〇三〇三〇三	〇四三三〇三〇三〇三	〇四三三〇三〇三〇三	四分
〇三四四〇四〇四〇四	〇三四四〇四〇四〇四	〇三四四〇四〇四〇四	五厘分
〇二五五〇五〇五〇五	〇二五五〇五〇五〇五	〇二五五〇五〇五〇五	五分
〇一六六〇六〇六〇六	〇一六六〇六〇六〇六	〇一六六〇六〇六〇六	五厘分
〇〇七七〇七〇七〇七	〇〇七七〇七〇七〇七	〇〇七七〇七〇七〇七	六分
〇〇八八〇八〇八〇八	〇〇八八〇八〇八〇八	〇〇八八〇八〇八〇八	五厘分
〇〇九九〇九〇九〇九	〇〇九九〇九〇九〇九	〇〇九九〇九〇九〇九	七分
〇一〇〇一〇一〇一〇一	〇一〇〇一〇一〇一〇一	〇一〇〇一〇一〇一〇一	五厘分
〇一〇一〇一〇一〇一〇	〇一〇一〇一〇一〇一〇	〇一〇一〇一〇一〇一〇	八分
〇一〇二〇二〇二〇二〇	〇一〇二〇二〇二〇二〇	〇一〇二〇二〇二〇二〇	五厘分
〇一〇三〇三〇三〇三〇	〇一〇三〇三〇三〇三〇	〇一〇三〇三〇三〇三〇	九分
〇一〇四〇四〇四〇四〇	〇一〇四〇四〇四〇四〇	〇一〇四〇四〇四〇四〇	五厘分
〇一〇五〇五〇五〇五〇	〇一〇五〇五〇五〇五〇	〇一〇五〇五〇五〇五〇	一分

九八八八八八八八八	八七七七七七七七七	七六六六六六六六六	價格/每當
〇九八七六五四三二一	〇九八七六五四三二一	〇九八七六五四三二一	一分
〇八八八八八八八八	〇八八八八八八八八	〇八八八八八八八八	五厘分
〇七九九九九九九九九	〇七九九九九九九九九	〇七九九九九九九九九	二分
〇七〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇七〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇七〇〇〇〇〇〇〇〇〇	五厘分
〇六一一〇一〇一〇一〇	〇六一一〇一〇一〇一〇	〇六一一〇一〇一〇一〇	三分
〇五二二〇二〇二〇二〇	〇五二二〇二〇二〇二〇	〇五二二〇二〇二〇二〇	五厘分
〇四三三〇三〇三〇三	〇四三三〇三〇三〇三	〇四三三〇三〇三〇三	四分
〇三四四〇四〇四〇四	〇三四四〇四〇四〇四	〇三四四〇四〇四〇四	五厘分
〇二五五〇五〇五〇五	〇二五五〇五〇五〇五	〇二五五〇五〇五〇五	五分
〇一六六〇六〇六〇六	〇一六六〇六〇六〇六	〇一六六〇六〇六〇六	五厘分
〇〇七七〇七〇七〇七	〇〇七七〇七〇七〇七	〇〇七七〇七〇七〇七	六分
〇〇八八〇八〇八〇八	〇〇八八〇八〇八〇八	〇〇八八〇八〇八〇八	五厘分
〇〇九九〇九〇九〇九	〇〇九九〇九〇九〇九	〇〇九九〇九〇九〇九	七分
〇一〇〇一〇一〇一〇一	〇一〇〇一〇一〇一〇一	〇一〇〇一〇一〇一〇一	五厘分
〇一〇一〇一〇一〇一〇	〇一〇一〇一〇一〇一〇	〇一〇一〇一〇一〇一〇	八分
〇一〇二〇二〇二〇二〇	〇一〇二〇二〇二〇二〇	〇一〇二〇二〇二〇二〇	五厘分
〇一〇三〇三〇三〇三〇	〇一〇三〇三〇三〇三〇	〇一〇三〇三〇三〇三〇	九分
〇一〇四〇四〇四〇四〇	〇一〇四〇四〇四〇四〇	〇一〇四〇四〇四〇四〇	五厘分
〇一〇五〇五〇五〇五〇	〇一〇五〇五〇五〇五〇	〇一〇五〇五〇五〇五〇	一分

著名請負業者案内

本紙掲載の諸請負業者は
人格、徳望、信用等兼備
の方なれば土木建築並に
材料等に關する御相談は
安神して願ひます

年利ヲ日歩ニ換算一覽

年利	日歩	年利	日歩
一分	三二	一分	三二
二五	四	二五	三五
三〇	五	三〇	三九
三五	六	三五	四三
四〇	六	四〇	四六
四五	七	四五	四九
五〇	七	五〇	五二
五五	八	五五	五五
六〇	八	六〇	五八
六五	九	六五	六一
七〇	九	七〇	六四
七五	一〇	七五	六七
八〇	一〇	八〇	七〇
八五	一〇	八五	七三
九〇	一一	九〇	七六
九五	一一	九五	七九
一〇〇	一二	一〇〇	八二
一〇五	一二	一〇五	八五

年利ヲ日歩ニ換算一覽

日歩ヲ年利ニ換算一覽

土木建築請負業

今井組

函館市會所町五六
組長 今井久吉
電話 二一〇九番
支店 東京市本郷區龍岡町三十二番地
電話 小石川二一四六番

土木建築請負業

株式會社 伊井組

社長 伊井與三
本店 福井市佐佳枝上町七二
電話 一四〇番
東京支店 東京市麴町區丸の内二ノ六
電話 八重洲ビル三階
大阪支店 大阪支店 電話丸の内二八六四番
大阪支店 電話 東三三・三三七番

土木建築請負業

株式會社 今西組

大阪市住吉區北島中ノ一六〇
今西末吉
電話 我五〇一五番
支店 東京市澁谷區上智町三〇
電話 青山三七〇一番

土木建築請負業

石綿組

組長 石綿一
東京市芝區新橋六ノ七八
電話 芝〇六二七番

土木建築請負業

生駒清

旭川市四條通三ノ右一〇

土木建築請負業

株式會社 原木組

橫濱市蓬萊町三ノ一〇四
電話 長者町五〇六八番
東京市芝區新橋二ノ八藏前工業會館
電話 銀座一三九七番

土木建築請負業

株式會社 間組

本社 東京市赤坂區青山南町一ノ一
電話 赤坂二一七六二一七八番
大阪市北區中ノ島三ノ三朝日ビル七階
電話 本局八八一番四五〇番
電話 下關市新町一ノ二一五七番
電話 下關三八五番一三四八番

土木建築請負業

橋本工業株式會社

東京市神田區旭町二ノ一
電話 神田(25)三四八九番

出張所

名古屋市東區葵町三四
電話東二四四四番
小倉市博勞町六九ノ一
電話一七三番

阪神工業株式會社

事務取締役 野正保

神戸市神戸區榮町四ノ三
電話三宮 二八六八番
二八六九番

土木建築請負業

馬場德司

東京市本所區龜澤町四丁目十四番地
電話 本所 四七五三番
千葉市吾妻町二丁目(文化住宅地)
電話 一〇七八番
別邸 電話 一四〇番

土木建築請負業

馬場德輔

東京市向島區寺島五ノ九〇
電話 墨田 六二〇番

土木建築請負業

合資會社 西本組

本店 和歌山市小野町三ノ三〇
支店 東京市京橋區木挽町二ノ一七
電話 京橋 四七一〇番
大阪市北區中ノ島三ノ三(朝日ビル)
電話本局自四五〇〇番至四五〇五番

土木建築請負業

株式會社 西松組

本社 東京市麴町區丸ノ内(八重洲ビル)
電話丸ノ内三八〇六・三六五九番
支店 熊本市本庄町一五六二番
電話本市 一五六一番
大阪市西區土佐堀通(大生命ビル)
電話土佐堀 一五六二番
京城市南大門通二ノ二(千代田ビル)
電話本局 一八八二番

土木建築請負業

合名會社 西田組

本店 福岡縣山門郡大和中島
電話 柳河 一五七番
支店 佐賀縣鳥栖町東町一〇二一
電話 二〇〇八番
熊本市鷹匠町六七
電話 二〇九〇番

土木建築請負業

日本工業合資會社

芝區三田功運町二三ノ一號
電話 三田 〇五一三番

土木建築請負業

株式會社 星野組

社長 德久次郎
東京市芝區田村町三ノ一一
電話 芝 一七五五番

土木建築請負業

合資
會社

堀

内

組

代表社員

堀

内

廉

一

札幌市北七條西四ノ五
電話三五五二番

東京營業所

麹町區丸ノ内一ノ六海上ビル
電話丸ノ内三六七七番

土木建築請負業

東亞工業合資會社

社長 笠原音五郎

山口市大字後河原一八四
電話三〇八番

土木建築請負業

堀江工業株式會社

福島縣平町搔樋小路一
電話平五九番

土木建築請負業

東邦工業合資會社

社長 鈴木堅藏

東京市赤坂區青山北町四ノ一〇三
電話青山四九七三番

土木建築請負業

株式
會社

飛

島

組

營業所
東京市麹町區丸ノ内(昭和ビル)
電話丸ノ内三三〇七・三三〇八番
名古屋市中區西日置町中二八
電話西六二七・四六六三番

土木建築請負業

株式
會社

戶

田

組

東京市京橋區京橋一ノ三
電話京橋三〇一〇・六六六八番
六六六九・六七五一番

戶田利兵衛

土木建築請負業

東海工業合資會社

東京市芝區濱松町二ノ一五
電話芝(43)六四七番
九三五番

土木建築請負業

合資
會社

外

山

組

熊本市迎町三三番地
電話四五三四番

土木建築請負業

中國土木合資會社

代表者 逢澤寬

岡山市内山下元町一八
電話 岡山四六八一番

土木建築請負業

株式合資會社 地崎組

札幌市南四條西七丁目六
電話 四六六番

土木建築請負業

中央土木株式會社

本社 東京市芝區田村町一ノ二
電話銀座七九八・一九二二番
出張所 名古屋市東區葵町三四
電話 東五三四番
大阪市北區中ノ島三ノ一四
電話北濱五三三七番

合資會社 落合組

代表者 落合藤松
本社 大阪市北區堂島濱通一ノ八五
電話 北八一四〇番
支店 東京市下谷區御徒町二ノ三七
電話 下谷四六〇四番
出張所 名古屋市南區熱田傳馬町六ノ一
廣島市西蟹江町二二一四
電話 二〇七二番

土木建築請負業

大倉土木株式會社

東京市京橋區銀座三ノ四
電話京橋(自六一五一番
至六一五九番

土木建築請負業

長田忠太郎組

本店 甲府市飯田町一、〇二〇番地
電話 甲府三、〇〇四番
支店 東京市高輪臺町一五
電話 高輪二〇三四番

土木建築請負業

大林義雄組

社長 大林義雄
本社 大阪市東區京橋三ノ七五
電話 東自八六〇番至八六五番
支社 東京麴町丸ノ内一ノ三 菱仲六號館
電話丸ノ内自三四二一至三四二七

土木建築請負業

株式會社 鹿島組

組長 鹿島精一
東京市京橋區橫町三丁目三番地
電話京橋(三〇〇二、三〇〇三、
四五一、四五一二)

土木建築請負業

合資會社 **勝呂組**

本店 静岡市日出町二二〇
電話 一七二、六〇七番
支店 東京市麴町區內幸町一丁目三
電話 銀座座四〇〇五番

土木建築請負業

加藤組

加藤 金次郎
富山市惣曲輪二二二
電話 二六一四、三四二番
支店 麴町區內幸町(大阪ビル新館)
電話 銀座座五一八〇、五一八九番

土木建築請負業

合資會社 **金井組**

代表者 金井 宇良吉
東京市麴町區內幸町二丁目二番地
電話 銀座座五〇二九番
出張所 仙臺市土樋二一二番地
電話 二四一三番

土木建築請負業

勝村組

組長 勝村 幾之介
事務所 東京市荒川區尾久町八ノ二六七七
電話 下谷二二六、五五八九番
自宅 淀橋區下落合四ノ二一〇五
電話 大塚 二二六〇番

土木建築請負業

岳南組

組長 勝又 春一
支配人 勝又 佐十郎
東京市麴町區永田町二ノ一
電話 銀座座(二八九五番
四八三六番)

土木建築請負業

鹿熊組

組長 鹿熊 由松
長野市綠町一六三一
電話 五三六番

土木建築請負業

合資會社 **金子組**

代表者 金子 國藏
山形縣小松町
電話 山形三四番

土木建築請負業

米山組

組長 米山 保
山形縣最上郡新庄町金澤一〇四一
電話 四八八番
支店長 野村 與三松
支店 東京市本所區東兩國二ノ二一
電話 本所 三四一一番

土木建築請負業

米盛組

組長 米盛 庄太郎

鹿兒島市草牟田四五九四
電話 三三二三八番
電話 三三九八五番

土木建築請負業

高木組

高木 直行

函館市大繩町一九
電話 三二二九番

土木建築請負業

合資會社 高鳥組

組長 高鳥 博

本店 新潟縣長岡市旭町一丁目
電話 長岡九七五番
東京支店 四谷區右京町二一
電話 四谷四三七三番

土木建築請負業

株式會社 高山組

組主 高山 憲三

事務所 東京市麴町區飯田町一ノ二
電話 九段 〇二五一番
電話 〇二六一番

土木建築請負業

丹野孝次郎

旭川市二條通五丁目
電話 一七番

土木建築請負業

玉藻組

高松市西通町五三

土木建築請負業

種田亥之助

鹿兒島市春日町一二〇
電話 六三〇番

土木建築請負業

鶴間禮藏

旭川市五條通り九ノ左一〇
電話 旭川三五〇三番

土木建築請負業

永砂組

本店 京都府竹野郡鄉村高橋一〇
電話 網野 六二二番
支店 東京市四谷區大番町七七
名古屋市中區桑名町三ノ三
電話 本 四二八〇番
大阪市天王寺區上本町一〇ノ六二
電話 天王寺 六二〇番

土木建築請負業

長尾組

長尾熊一
東京市小石川區大塚仲町四一
電話 大塚(68)一〇七九番

土木建築請負業

成田文吉

青森市浦町

土木建築請負業

株式會社 村上組

東京市麴町區丸ノ内(昭和ビル)
電話 丸ノ内 七八五番

土木建築請負業

上田組

組長 上田藤五郎
本店 京都府何鹿郡綾部町
電話 二〇三番
支店 名古屋市東區徳川町五ノ四九
電話 東 五二六〇番

土木建築請負業

合資會社 栗原組

組長 栗原源藏
本店 秋田市龜ノ町東土手町
電話 秋田 一二三番 二三四番
東京支店 東京市淺草區柳橋一ノ一五
電話 淺草 二二二番

土木建築請負業

野村組

野村專太郎
東京市淀橋區角筈町一九二番地
電話 四谷 一一二〇番 二番
電話 四谷 一九八五番

土木建築請負業

黑田組

黑田久
函館市曙町二番地
電話 三三四一番

土木建築請負業

山路組

東京市芝區芝公園五號地
電話芝三〇三・三〇四番

土木建築請負業

山下源助

鹿兒島市武町五〇八
電話 九四六番

土木建築請負業

山口忠五郎組

本店 靜岡縣志太郡西益津村田中一三〇
電話藤枝三二二番・三六〇番
支店 東京市芝區新橋二ノ二(新橋ビル)
電話 銀座座 二六五〇番

土木建築請負業

山本直寬

本店 姫路市光源寺前三四
電話七四四・六七〇番
支店 大阪市北區堂島北一七

土木建築請負業

丸山喜一郎組

代表社員 丸山喜一郎
仙臺市堰場一三番
電話 二二四八番

土木建築請負業

松浦伊平

本店 香川縣高松市西町四
電話 二四九五九番
支店 東京市丸ノ内二ノ一仲九號館
電話 丸ノ内 四六一〇番

土木建築請負業

株式會社 松本組

吳市中通一ノ一〇
電話吳 二一四四番
二五七八番

土木建築請負業

松尾組

佐賀市上多布施一四番地
電話 一三一一番

土木建築請負業

藤原組

組長 藤原 槌松

本店 岡山市野田屋町二二五

電話二〇六六番

支店 東京市芝區神谷町二五

電話芝五四六番

渡部 好太郎

土木建築請負業

武藤庄次郎

水戸市上市藤澤小路三二八

電話 水戸 五九〇番

土木建築請負業

株式會社 藤原組

姫路市北條口一〇一

土木建築請負業

小柳組

本店 新潟縣南蒲原郡加茂町

電話四五〇・三六八番

支店 東京市牛込區新小川町二ノ八

電話牛込四三二二一八番

土木建築請負業

株式會社 小林組

東京市麴町區內幸町一丁目三番地

電話銀座三三八九番

長野市南縣町一四五

電話一八〇

大阪此花區野田驛前電土佐堀三八五

電話東五〇九

名古屋東區千種西裏

電話七二

神奈川縣國府津町

電話二二六

水戸市上鐵砲町

電話三六三

宇都宮市築瀨町一丁目

電話三六三

土木建築請負業

株式會社 鴻池忠三郎組

組長 鴻池 忠三郎

本社 大阪市西淀川區傳法町北三ノ六七

東京支店 東京市京橋區銀座六ノ三

支店長 福永 和吉

九州支店 戶畑市明治町一丁目

支店長 田中 勇吉

土木建築請負業

古賀組

福岡縣朝倉郡朝倉村古毛

電話 比良松 八番

土木建築請負業

小山代吉組

組長 小山代 吉

仙臺市外記町九番地

電話仙臺四五四・三七七九番

赤坂區青山南町六ノ一〇一

電話青山二〇五八番

東京出張所

土木建築請負業

鐵道工業株式會社

東京市京橋區西六ノ六
電話銀座一六九五番
三八五二番

土木建築請負業

株式會社 逢澤組

社長 逢澤達二
東京市澁谷區金王八番地
電話青山五七七三番
北海道北見國野付牛町六條通
西一ノ一
電話 三一三番・四二二番

土木建築請負業

會社 鐵道電氣土木工業社

代表社員 忽滑谷保
本店 東京市下谷區上野北大門町十二番地
帝博上野ビル内
電話 下谷 〇五三六
三〇四七
六四七七
六四七七
自宅 千葉縣船橋市九日市一、二八七番地

土木建築請負業

相澤重吉

秋田市西根小屋仲丁十番地
電話 七〇七番

土木建築請負業

會社 有田組

代表者 有田芳太郎
東京市本郷區本郷町二丁目七
電話小石川四九四七番
郡山出張所 郡山市柳町三五
盛岡出張所 盛岡市驛前
高田出張所 岩手縣高田町
長岡出張所 長岡市觀光院町
名古屋出張所 名古屋市中區山脇町二
金澤出張所 金澤市三社營前二五
電話南三〇九
三〇九

土木建築請負業

荒井合名會社

本社 旭川市一條通六ノ右四號
支社 東京市麴町區內幸町大阪ビル
電話銀座二三六〇番

土木建築請負業

會社 有賀工務所

東京市牛込區余丁町一九
電話四谷一八八七番

土木建築請負業

新井組

組長 新井留三
東京市赤坂區青山南町五ノ七五
電話 青山二六四七番

土木建築請負業

阿久井工務店

阿久井 卯平

水戸市 鐵砲町 六六六番地
電話 一三一三八番
東京市下谷區上野北大門町十二
電話下谷〇五三六・三〇四四・六四七七

土木建築請負業

淺見組

組長 淺見 詢 二一

東京市澁谷區神泉町一七
電話 青山 六六二番

土木建築請負業

坂根組

本店 島根縣那賀郡濱田町
電話 三三九・五三七

土木建築請負業

坂本組

東京市牛込區新小川町三ノ三〇
電話 牛込 二七八三番

土木建築請負業

佐藤工業株式會社

富山市 總曲輪
電話【特長】三三六〇・三三六一
出張所 東京市京橋區入舟町一丁目八
電話 京橋 五六〇一番
名古屋市西區志摩町二〇
電話 西三〇〇九・三〇九九・三五五

土木建築請負業

木下新太郎

和歌山市 谷町一
電話 二七三・三七〇二番

土木建築請負業

木下組

組長 木下 松之助
本店 京都市下京區西七條東野町
電話 下
(長) 九八一番
七八八番
七七九七番

土木建築請負業

菊地吉兵衛

米子市 東町 九三番地
電話 二三六・一二〇番

土木建築請負業

讓原組

本店 神奈川縣國府津町一三三八
電話 一〇〇番
支店 東京市芝區通り新町一三
電話 高輪五〇六四番

土木建築請負業

合資 宮地鐵工所

宮地榮治郎
東京市城東區南砂町九丁目二四七〇
電話 本所二六三五・三六〇五・六一三五
出張所 名古屋市西區重本町一ノ二〇三
電話 本局 四一三三番

土木建築請負業

明治工業株式會社

五月女倉藏
支店 宇都宮市梁瀬町六二〇
電話(宇都宮)八五五番
東京市日本橋區江戸橋二丁目六
電話(日本橋)二四七〇番

土木建築請負業

合名 水野野甚次郎

代表社員 水野野甚次郎
支店 吳市宮原通八丁目
電話 國一九六・四三四・二七
東京市芝區南佐久間町一丁目
電話 芝區一七九七・四三七七
石井佐太郎

土木建築請負業

溝口組

溝口才太郎
大分市大分三九〇
電話 六一七・四〇三

土木建築請負業

鹽坂組

東京營業所 東京市麴町區富士見町二ノ四
電話 九段(3)二四三五番
靜岡營業所 靜岡縣庵原郡富士川町中之郷
電話 岩淵三二番
三島出張所 靜岡縣田方郡三島本町一〇
電話 三島二四七番

土木建築請負業

株式會社 清水組

本社 東京市京橋區寶町二ノ一ノ一
電話 京橋四一八一・五一八一番
支店 名古屋市南區西古渡町一八
電話 南六八三〇番
大阪市西區土佐堀通二ノ二
電話 土佐堀六七九一番

土木建築請負業

株式會社 白井保四郎

社長 白井保四郎
本店 千葉縣津田沼驛前
電話 新津田沼六番・七番
千葉出張所 千葉市市場四七番
電話 千葉九四二番
東京出張所 東京市下谷區下谷町二ノ一
電話 下谷二二二一

土木建築請負業

合資會社 下田組

赤坂區溜池町三一番地
電話(赤坂)六三〇番

土木建築請負業

澁谷工務店

澁谷 彦吉
東京市下谷區北稻荷町五
電話(根岸)二四〇〇番

土木建築電氣請負業

本澤組

東京市京橋區京橋一ノ二ノ七
(元千代田信託ビル六階)
電話京橋(56)長一七六二番
一七七二番

土木建築請負業

株式會社 錢高組

本店 大阪市西區土佐堀通三ノ二四
電話土佐堀三四一七・三四二八番
支店 東京市京橋區木挽町五ノ二
電話銀座自三八〇至三八二・四五六

土木建築電氣請負業
砂利、砂、碎石販賣

株式會社 鈴木組

取締役社長 鈴木雄一
營業部長 鈴木治作
本社 東京市淀橋區角筈一丁目一番地
電話四谷(35)一一〇一番

土木建築請負業

鈴木國助

水戸市宮下町七四番地
電話(水戸)八〇八番

土木建築請負業

鈴木木組

鈴木隆平
東京市淀橋區角筈一丁目
電話(四谷)〇七六八番

土木建築請負業

鈴木木太平

東京市麴町區三番町二〇番地
電話九段一四一四番

鐵道省公認
業界隨一之機關紙



報道迅速確實

迅速正確之報

鐵道內外通信

營業種目

内外アスファルト・石油ピッチ
 鯨印 便利瓦 フエルト
 アスファルト 麻布及綿布
 アスファルト 目地板及万代氈
 NKアスファルト テーブル
 コンパウンド及黒曜塗料
 木煉瓦及アスファルトブロック
 アスファルト 乳劑及重油
 蝙蝠印 プライマー及ナスチツク
 便利瓦 及 フエルト
 富士テツクス 及 各種テツクス
 寒水石 粉 及 蠟 石 粉
 鳴印 船舶用ピツチ 及 石鹼塗料
 噴面 セメアスファルトテツクス

日本石油アスファルト及石油ピッチ販賣所
 日本木材防腐株式会社販賣所
 王子製紙株式会社製フジテツクス販賣所
 大日本アスファルト工業株式会社東京販賣所
 セメアスファルト工業株式会社販賣所

中西商會

營業所 東京市日本橋區吳服橋一ノ三

電話 日本橋(24)一七九〇番
 振替口座東京 七一三一六番

晴 雨 表

月 日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○ハ晴
2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○ハ雨
3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○ハ
4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○ハ
5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○ハ
6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○ハ
7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○ハ
8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○ハ
9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○ハ
10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○ハ
11	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○ハ
12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○ハ
13	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○ハ
14	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○ハ
15	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○ハ
16	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○ハ
17	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○ハ
18	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○ハ
19	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○ハ
20	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○ハ
21	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○ハ
22	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○ハ
23	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○ハ
24	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○ハ
25	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○ハ
26	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○ハ
27	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○ハ
28	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○ハ
29	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○ハ
30	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○ハ
31	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○ハ

目下無料貸與の特典

高血壓 神経痛 ロイマチス 關節炎 肩の凝
肺結核 肋膜炎等にて御困りの方に

醫學博士創案
窪川先生創案

薬温療器

の説明書を無代進呈 新聞名記入至急申されよ……
目下「薬温療器」の効力偉大なる事を證明する爲め、
無料貸與の特典あり

東京市江戸川区上一色川八九二

大 聖 閣

(販賣店募集)

役所 及 依頼者			
	入札日 年 月 日		
工事名			
入札額	再入額	氏名	
円	円		

昭和十三年二月一日印刷
昭和十三年二月五日發行
東京市江戸川上一色八九二
發行兼編輯印刷人 山澤見道
印刷所 新聞時報社工場
東京市江戸川上一色町八九二
發行所 專業興信社
振替東京六六〇九四番

終

